

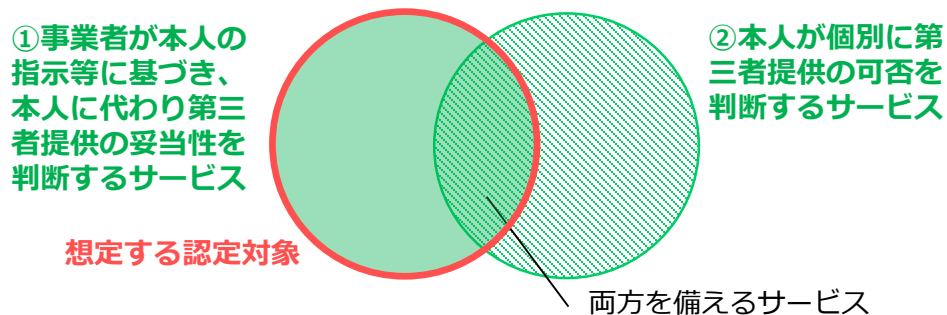
- 【全体】認定の対象について（P5）  
→（別紙）
- 【認定要件】経営面の要件について（P10）  
→現案では、財政的基礎に関する要件（例：直近の経常赤字、債務超過）を求めているが、スタートアップの企業の認定が困難になる可能性も指摘される。次項の損害賠償請求への対応能力に関する要件だけで十分か、又は、財産的基礎に関する要件も必要か。
- 【認定要件】セキュリティ基準について（P11～13）
- 【認定要件】監査体制について（P14）  
→社外委員を含む監査体制の設置（データ監査審査会（仮称））を要件としているが、関係の記述について現案で十分か。
- 【モデル約款】委任契約の対象となる「個人情報」の定義について（P21）  
→現案では、「クレジット番号」「銀行口座番号」を対象外としているが、対象とすべきとの指摘もある。これらを第三者提供するユースケースは想定されるか。現案のまま対象外とする扱いでよいか。
- 【全体】「情報銀行」「情報信託機能」という名称を変更した方がいいとの指摘があった

# (別紙) 認定の対象について

「認定」は競争中立的であることが必要であり、「本人が個別に第三者提供の可否を判断するサービス」だけを提供する事業者が競争上不利とならないよう、民間団体による認定は(1)②も対象とするものとしてはどうか。

## 【現案】 (とりまとめ5ページ)

### (1) 個人情報の提供に関する同意の方法



## 【変更案】

### (1) 個人情報の提供に関する同意の方法

